

明海大学歯学部同窓会選挙規程

第1条（総則）

1. この規程は、明海大学歯学部同窓会（以下、「本会」という）会則第11条1項に基づきこれを定める。
2. 代議員会は、本規程に基づき会長1名、監事2名を選出する。
3. 選挙は歯科医師としての名誉と品位を保持して、この規程を誠実に遵守し厳正に施行されなければならない。

第2条（選挙事務管理）

本規程に於いて選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。また、議場における選挙の執行は、選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という）の指揮下に入る。

第3条（選挙管理委員会）

1. 選挙管理委員会は、委員5名をもって組織する。
2. 委員は、正会員の中から代議員会の議決により選出し、会長が委嘱する。
3. 代議員会は、委員を選出する場合、委員と同数の予備委員を序列を付して選出する。
4. 委員及び予備委員は、本会役員及び代議員を兼ねる事は出来ない。
5. 予備委員は委員が欠けた場合又は事故のある場合、予め定められた序列によりにその職務を行う。
6. 選挙管理委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選による。
7. 委員長は会務を総理する。
8. 委員の任期は、3年とし代議員の任期の満了の日までとする。予備委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
9. 委員及び予備委員は、任期満了の後でも、後任者が就任するまでその職務を遂行する。

第4条（被選挙権）

被選挙権を有する者は、引き続き1年以上正会員である者とする。

第5条（選挙権）

本会代議員が、投票権を有する。

第6条（選挙期日）

1. 会長及び監事選挙は、任期満了の年の3月末日までに行う。但し、任期満了によらない場合はこの限りではない。
2. 選挙の期日は、選挙管理委員会の議を経て本会会長が決定する。

第7条（選挙期日の公示）

選挙管理委員会は、選挙期日とその期日の30日前までに公示しなければならない。

第8条（立候補の届出）

- 1、立候補する者は、前条の公示の日から10日以内に所定の立候補届書を選挙管理委員会に提出して届出なければならない。ただし、届出期間の末日が土、日曜日または祝祭日に当たる時は、その末日は繰り越すものとする。
- 2、届出は、午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- 3、郵便による届出についても前1．2項と同様とする。

第9条（立候補届出受理の通知）

選挙管理委員会は、前条に規定する立候補の届出を受理したときは、直ちに立候補者にその旨を通知しなければならない。

第10条（立候補届出結果の通知）

選挙管理委員会は、立候補届出の締め切り後、立候補の届出の結果について選挙権を有する者に速やかに通知しなければならない。

第11条（選挙運動の期間）

立候補届出受理日より選挙期日前日までとする。

第12条（選挙運動の制限及び禁止事項）

- 1、反社会的・反道徳的な行為による選挙運動は行ってはならない。
- 2、他候補者の誹謗、中傷などをしてはならない。
- 3、選挙に関して何人も選挙権者への供応、金品等の授受は、これを禁止する。
- 4、選挙に関して配布する文書は、事前に選挙管理委員会に届出しなければならない。
- 5、何人も、選挙運動開始日前および選挙当日は選挙運動をしてはならない。

第13条（選挙の方法）

- 1、選挙は、代議員会会場において代議員の投票により行う。
- 2、会長選挙は単記無記名投票とする。
- 3、監事選挙については第17条2項によることとする。

第14条（秩序保持）

- 1、投票が開始せられた時は、何人も演説討論をし、若しくは喧騒にわたりまたは投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他選挙の秩序を乱してはならない。
- 2、前項の規定に抵触する行為をした者に対し、委員長は、これを制止し、または退場させる事ができる。
- 3、前項により退場させられた者は、投票の権利を失う。

第 15 条（無効投票）

次の投票は、無効とする。

- 1、所定の投票用紙を用いないもの。
- 2、候補者以外の氏名を記載したもの。
- 3、定められた人数を超える氏名を記載したもの。
- 4、他事を記載したもの。ただし、敬称の類はこの限りではない。
- 5、何人を記載したかを確認しがたいもの。

第 16 条（開 票）

- 1、選挙管理委員会は、投票終了後投票と投票者の総数を確認の上開票し、当選者を決定する。
- 2、委員長は、開票終了後直ちに結果を代議員会議長に報告する。

第 17 条（当選者）

選挙における当選者は以下の通りとする。

1、会長選挙

- 1）有効投票の最多数を得た者で尚かつ 1/3 以上の有効得票数を得た者。
- 2）最も得票の多かった者の有効得票数が 1/3 に満たない場合は、得票数上位 2 位までの者により再投票を行い当選者を決定する。
- 3）前項において得票数が同じ場合は、くじ引きにて決める。
- 4）立候補者が 1 名の場合は、代議員会において承認を得たとき、その者を当選者とする。

2、監事選挙

- 1）立候補者が定数又は定数に満たない場合は、その者を以って当選者とする。
- 2）立候補者が定数を超える場合は、2 名連記無記名投票により得票数上位 2 名の者を当選者とする。
- 3）前項において得票数が同じ場合は、再投票を行い当選者を決定する。
- 4）再投票は単記無記名投票とする。
- 5）再投票で得票数が同じ場合はくじ引きにて決める。
- 6）立候補者が定数に満たない場合、欠員が出た場合は、代議員会において選出する。

第 18 条（経 費）

本規程による選挙の経費は、選挙管理委員会が管理し本会会計より支出される。

第 19 条（改 定）

本規程の改定は、代議員会の承認を得て行う。

第 20 条（附 則）

本規程は平成 11 年 11 月 7 日より施行する。

本規程は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

本規程は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

本規程は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。